

# Tokyo

## サンバ通信

◆発行 公益社団法人東京都助産師会

〒112-0013 東京都文京区音羽1-19-18(財)東京都助産師会館2階

TEL:03-5981-3033 FAX:03-5981-3034

&lt;URL&gt;http://www.jmat.jp &lt;e-mail&gt;info@jmat.jp

- トピックス (10/9 シンポジウム)・・・・・・・・・・1P
- 南北関東地区研修会における東京都助産師会企画イベントのご報告・・・・・・・・2-3P
- 自治体保健師と協働して担う『要支援家庭育児支援ヘルパー事業』における助産師の役割についての紹介・・・・・・・・4-5P
- 東京都委託講習会「災害を振り返り、母子を含めた災害弱者の健康管理を考える」に参加して・・・・・・・・6P
- 賛助個人会員講座「あそびから学ぶ赤ちゃんの成長と発達講座」への参加報告7P
- インフォメーション・・・・・・・・8P



10月8・9日で行われた日本助産学会。助産の本質を考え、助産師をエンパワーメントしたいという思いで、「助産師のエンパワーメント～助産の本質～」というシンポジウムを開催しました。会場は400人の座席が、ほぼ満席。オンライン参加合わせ、700人近く大盛況となりました。

シンポジストは4人の方で、まず筑波大学福澤利江子先生。出産場所によって、新生児死亡に有意差はないこと、そして、計画された病院出産は、助産所や自宅での出産を選ぶより医療介入の頻度が上がることを示し、助産ケアが自然な分娩進行を支えることを示して下さいました。

次に、松が丘助産院院長、当会会長の宗祥子先生は、海外での分娩介助の経験をもとに、特にカンボジアでは、医師と助産師教育の言語が違っており、意思疎通のツールである共通言語が欠如しているため、産婦さんへのケアを共有できず、大変な状況であることなど共有して下さいました。日本では日本語という共有言語で医学・助産学を学べる環境であること、また日本の助産教育は、対象に応じたアセスメントやケアを重視した教育であり、対象に応じたという考え方は、当たり前ではなく素晴らしいことであるという話で、目から鱗でした。

そして、つむぎ助産所渡辺愛先生は、「待つ」ことの意義を伝えくれました。出産する女性と赤ちゃんのリズムに寄り添い、待つ、待つ、待ち切る。多くの写真でエピソードをたくさんお話し、日々、丁寧に紡いできた助産ケア・助産師の思いに、会場は感動の渦でした。

最後に、映画「1%の風景」の吉田夕日監督。助産師と共にいた時間を「たくさんの光の粒を助産師さん

と集めたような期間。待つという時間に命の輝きがあることを知った。ともすれば、時間の流れが速い現代社会で忘れ去られそうなゆっくり流れる時間を経験し、それが育児に息づいている。」と表現してくださっており、感動しました。吉田監督から語られる美しい言葉たち、それらを映像にすると、「1%の風景」のような映画になるのだなと思いました。

お産から得られる充実した幸福感は、女性だけでなく助産師をもエンパワーしていくエネルギーがあります。シンポジウム後には、助産師頑張ろう！助産師の仕事が好きだ！という熱気に会場が包まれました。

少子化の現代、助産師はなかなか分娩に関わることができないという悩みを抱え、「本当はお産に関わっていききたい。嘱託医問題などで継続できない」そんな意見が会場でも飛び交いました。出生率は減少の一途ではありますが、妊娠から育児にわたる長い期間に一人ひとりにきめ細かく継続的なケアをしていく助産師の仕事は、より社会的に求められるようになってきています。シンポジウムを通し、助産師と女性の間にある本質的な要素としてのエンパワーメントは、助産師と女性がともにあることで実現し、両者にとって、必要不可欠であることを強く認識することができる内容となりました。そして、双方のエンパワーメント体験が、助産師の継続的な専門性成長の要素となっていることは、非常に重要なことだと思います。私たち助産師は、女性とともに、強く・優しく・しなやかに忘れ去られそうな「待つ」という輝くような時間を、次世代につなぎ、産み育ちを守っていく存在であること、そして、その価値をさらに発信していく必要性を感じたシンポジウムになりました。





# 南北関東地区研修会における 東京都助産師会企画イベントの ご報告

広報委員 西川直子

去る10月8、9日に「社会の変化に呼応する助産ケアの創出と実装」というテーマで、聖路加国際大学臨床学術センターにて南北関東地区研修会が開催されました。今回の研修会は、第37回日本助産学会学術集会とのコラボ開催でした。その中で企画されました東京都助産師会のプログラムについてご報告いたします。

- ①映画上映「1%の風景」
- ②日本助産師会会長講演・3部会交流会
- ③シンポジウム「助産師のエンパワメント～助産の本質～」
- ④写真で見る助産師展

の4つが開催されました。順にご報告させていただきます。

## ①映画上映「1%の風景」

映画1%の風景 <https://josan-movie.com/#modal>  
が聖路加国際大学本館1階アリス・C・セントジョン・メモリアルホールにて上映され、130人以上の方が鑑賞されました。会場の後ろには赤ちゃん用のマットが敷かれ、赤ちゃんとお子さんを連れなお母さんの姿もありました。上映中には何かを思い出されたのでしょうか。鼻をすする音も聞こえ、映画が終わった後には暖かな感動の拍手が鳴り響きました。上映後には監督の吉田夕日さんよりお話しがありました。つむぎ助産院でのご出産の後、生後6か月のご次男を背負って撮影をスタートされたこと。その後4年間記録をして完成した映画であること。一人の女性として助産師に



映画1%の風景のチラシとチケットを会場で購入しました。



赤ちゃん用のマットも敷かれ、いよいよ上映スタートです。

出会って見えたことを映像を作る表現者としてまとめたものであること（吉田夕日さんはフランス・パリの映画専門学校で学ばれ、帰国後フリーランスの映像ディレクターとしてご活躍の経歴があります）。これを見てどんなことを感じられるか楽しみと不安があること。99%の女性たちが病院で出産する中で、1%の女性が見る風景には、生きる上で共感できるものが散りばめられていると感じたこと。こういった助産師さんがそばにいてくれることが、これから育児をしていく女性たち、パートナーにとっても大切なものになったらいいなと思っていること。色々な想いをお話ししてくださいました。

映画配給会社リガードの西晶子さん、そして東京都助産師会会長の宗祥子さんと、映画に登場されている開業助産師の神谷整子さん、渡辺愛さんも一緒に写真撮影をしました。



左より、神谷整子さん、吉田夕日さん、渡辺愛さん、西晶子さん



左より渡辺愛さん、吉田夕日さん、宗祥子東京都助産師会会長

## ②日本助産師会会長講演・3部会交流会

まず日本助産師会 高田昌代会長から、日本助産師会の状況・活動実態、今年度重点活動目標の紹介、出産費用の保健適用化の進捗状況等のお話しがありました。昭和2年（1927年）に発足した大日本産婆会総会から約1世紀の歴史を経た団体として、時代のニーズに応じたより質の高い助産ケアを提供できるよう努力し、助産師の独占業務や開業権を含め助産師職能の力が十分発揮できるように活動していくことをお聞きしました。出産費用の見える化、出産の保険適用化についても鑑み、今後

3部会交流  
グループごとの話し合いの後の共有



被保険者等である妊婦の方々が選択しやすくなるにあたり、選ばれる私たちとして何をすべきかを考えていくことの重要性を再確認することができました。

3部会交流会「テーマ：社会の変化に呼応する助産ケア実情の情報交換」では、高田会長も交え4～5人の4グループに分かれ話し合いました。

・助産師が一人一人に関わる妊娠中からの継続ケアが大切。自然分娩を知らない学生、助産師が増えている。女性の声による助産評価が重要（評価結果は、助産師や病院ではなく、助産師会へ届くようにする）。産後ケア：パーストラウマの傾聴、レスパイトと自立。全体の輪、和が大切。

・助産師は人生のスタートに関わる仕事。自覚と誇りをもって絶えず学び続ける。家族と共に成長する助産師であらう。助産師はいのちを未来へつなぐ仕事。生きること、人間らしい（ポジティブ、ネガティブに関わらず）すべての感情に寄り添う。助産師と出会うこと、助産師の魅力を伝えること。

・産み方は生き方。新人、後輩に振り回される毎日だったが、映画を見て待つことを思い出すことができた。妊娠中からの関りが大切。継続。経験を伝える。

・正しい情報はなかなか伝わりにくく腹立たしいこともあるが伝えていくということ。地域に助産師がいること、頼ってほしいこと、妊娠出産について、対面で妊婦さんに伝える。

以上のような言葉が共有され、あらためて私たち助産師が妊娠中から継続して関わっていくことの重要性と、それを目指して皆で進もうという気運を共有し、19時に会は終了しました。

## ③シンポジウム「助産師のエンパワメント～助産の本質～」

こちらについては、トピックスの方に詳しく掲載されています。



10月8日、写真で見る助産師展 入賞者発表  
東京都助産師会理事 荒慶子さん、東京都助産師会会長 宗祥子さん

## ④写真で見る助産師展

この企画は、昭和、平成、令和へと引き継がれる助産師の歴史を振り返り、助産師の魅力について再確認することを目的に進められました。2023年6月1日から写真（助産活動の様子や、助産師と妊婦さん、赤ちゃんなどの助産師の魅力を感じるもの）の募集をスタートしました。当初はみ切を7月末としていましたが写真の募集に苦戦し、最終的に9月18日まで延長、20枚の写真が集まりました。それらをInstagramにアップし、10月1日まで「♡」のクリックによる投票を呼びかけ、10月8日の映画「1%の風景」の上映会の前に入賞者を発表しました。入賞者以外の作品もとても素晴らしい写真ばかりでした。ぜひInstagramから写真とタイトル、エピソードとセットでご覧になってみてください。様々な感じられることがあると思います。





自治体保健師と協働して担う『要支援家庭育児支援ヘルパー事業』における助産師の役割についての紹介

昨今、産後ケア事業は、各自治体の特性に合わせて展開し、自治体と連携しながら助産師が主体で行う継続支援が徐々に叶うようになってきました。この流れから、分娩後間もなくから母子は地域にいる助産師に気軽に接続できる方法が増え、たくさんのご家庭の健やかなスタートを支える大きな役割を担うことができるようになったと感じます。

一方で、誰もが利用できる母子事業や各施設が展開する支援メニューでは、家族機能が回復しきれないご家庭も一定数存在しているのもまた事実としてあります。

今回は、平成 24 年に開始した特に支援が必要なご家庭をサポートする杉並区の『要支援家庭育児支援ヘルパー事業』の助産師による訪問がとても良い試みのため紹介させていただきます。

※この事業は広報等による一般的な周知はしていないため、自治体への直接のお問い合わせや、一般のご家庭への情報提供は控えていただけますよう、ご協力をお願いいたします。

## 1. 本事業の法的な根拠

要支援家庭育児支援ヘルパー事業は、杉並区が展開する養育支援訪問事業のひとつであり、養育支援訪問事業は平成 21 年に施行された児童福祉法等の一部を改正する法律案に含まれています。

児童福祉法 第6条の3第5項

「この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。」

※養育支援訪問事業については、養育支援訪問事業ガイドライン（厚生労働省）をご参照ください。

## 2. 事業概要

①支援の対象：要保護児童対策地域協議会の支援対象者「特定妊婦、要支援児童、要保護児童」がいる家庭のうち、サービス利用調整会議にて協議、助産師による専門相談が承認となった後に対象者へご意向の確認の運びとなる。

### ＜対象の一例＞

- ・若年妊婦および望まない妊娠などの妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- ・出産後ももない時期（概ね 1 年程度）の養育者が育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼなどの問題によって、子育てに対して強い不安や孤立などを抱える家庭
- ・食事、衣服、生活環境について、不適切な養育状況にある家庭など、虐待のおそれや、そのリスクを抱え、とくに支援が必要とされる家庭。
- ・児童養護施設などの退所または里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭とする
- ・その他

②対象期間：初回利用日から6か月未満までの間

③利用料：ご負担なし

④利用回数：一回２時間まで、上限１５回（妊娠中からの利用は計２０回）

⑤毎回保健センターの担当保健師と状況を共有し支援の方向性などについて話合う

⑥担当助産師の業務：メンタルサポート、出産準備、育児支援、見守りなど\*

| 要支援家庭教育見支援ヘルパーの事業概要                                               |                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業内容                                                              | 家事援助ヘルパー                                                                                                                                                                              | 専門相談員                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 契約形態                                                              | ヘルパー事業者と委託契約                                                                                                                                                                          | 相談員個人に専門相談員を依頼（謝礼金支払）                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 利用期間                                                              | 利用決定日から6か月までの間                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 利用回数                                                              | 15日まで（産前から利用する場合は20日まで、ただし産後は15日まで）<br>※保育園、学校等への送迎支援（本児・きょうだい）については、最大30日まで可とする。                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 利用時間                                                              | 平日の午前9時00分から午後5時までのうち連続した3時間を限度                                                                                                                                                       | 平日の午前9時00分から午後5時までのうち連続した2時間を限度                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 利用者負担（交通費）                                                        | ※調整会議で必要と認めた場合、土曜日を含めて、午前8時30分から午後7時まで可とする。                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 支援内容等                                                             | <p>利用者が実費払い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の支度・洗濯・掃除・整理整頓</li> <li>・食材及び生活必需品の買い物</li> <li>・室内における子どもの世話</li> <li>・子育ての相談</li> <li>・保育園、学校等への送迎支援（本児・きょうだい）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者宅までの交通費は0円（謝礼金を含む）</li> <li>・その他の交通費は利用者が実費払い</li> <li>・子どもの安全確認</li> <li>・子どもの発育発達観察・発達支援</li> <li>・養育者の話の傾聴と不安軽減</li> <li>・子どもの育児や関わり方への相談支援（近隣の公園等での育児支援・子どもの生活支援を含む）</li> <li>・レスパイト（主に産後の母の休息。居宅内に限る。）</li> <li>・健診等への同行</li> </ul> |
| ※平成29年度11月現在：助産師5名、保健師3名、保育士5名、心理職2名、精神保健福祉士1名、児童指導員1名の全6職種17名の体制 |                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

※引用資料東京都児童福祉審議会第3回専門部会「子育て家庭を地域で支える  
仕組みづくり」報告杉並区における母子保健及び子育て支援の取組等について  
[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/katei/jifukushin/jidou\\_28nd/  
senmon\\_28nd/dai3kai.files/dai3kai-senmon-siryou3.pdf](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/katei/jifukushin/jidou_28nd/senmon_28nd/dai3kai.files/dai3kai-senmon-siryou3.pdf)

### 3. 事業から見える助産師の役割について

地域の助産師として、新生児訪問や産後ケア施設での勤務、自治体の母子事業に関わりながら、数年前からこの事業にもチャレンジするようになりました。地域活動の中で、この事業の存在が最終的に砦となって支えてくれていることは、助産師としても安心して関われる保障となっています。母にとっても、金銭的な負担がないため、安心して活用できる設計です。対象となるご家庭の状況は様々ですが、一般のご家庭と比較しても明確な線引きはないと感じています。結果的に養育上の課題が顕在化し対象家庭となっても関係性を構築していく中で、見えてくるものは当然母のみの問題ではなく、子どもの性格や特性、母や父の育った環境、性格傾向、疾患、周囲の理解や協力の程度、ご夫婦関係など多岐に渡ります。

利用の日程は、母の希望と利用期限、回数を考慮して母と相談して決めるこの事業は、助産師と母の関係性を尊重してくれています。担当保健師に毎回の報告が義務付けられていることは、助産師としてもチームとして担える安心感があります。また、直接利用者とは連絡を交わさないとされており、助産師自身の安全にも配慮した設計になっています。

訪問の目的や目標は各ご家庭で異なり、冒頭に地区担当保健師と共有し支援に入りますが、どのご家庭においても助産師の役割としては、母や児にとって身近で安全な存在の一人になること。

母が一人できるようになるよう対応していくのではなく、心配や困りごと、怒りや悲しみなどの負の感情表出についても自然なこととして認め、母が言葉にして良かった、頼って良かったと思えた経験を積み重ねられるように声掛けしていく。

終了する日を意識しながら助産師対母の二者関係から地域の多様な関係機関との関係性の構築を支えていく。地域の資源に目を向けられるような情報提供をしていく。母自身が自分で考え決められるような情報提供を工夫し、母が決定後に起きてくるフローも含めて一緒に責任を共有し支援を継続していく。

上記の助産実践を継続的にできるため、多くの学びの機会を得ています。

訪問が終わる際に、「会えなくなるのは寂しいけれど、元になった証拠だから、これからも保健師さんやたくさんの人に関わってもらいながら頑張ります」と笑顔で終了を迎える場面は卒業式のような気持ちになりますが、良い状態を見届けて、ずっと離れることは本来の支援の本質なのかなとも感じ、大きなやりがいを感じています。

#### 4. 児童福祉法の改正の影響で支援対象が拡大

2024年4月1日より児童福祉法が改正されます。1947年に成立した後に改正を繰り返しています。2024年の改正は、虐待相談件数の増加が改正内容のポイントで、現行の法律では虐待を防止するための制度が整っていないため、整備化することが大きな目的です。また現在の法律では事業の対象が産後おおむね1年以内の子供のいる家庭でしたが、この改正により本事業の対象は、以下の図の通り拡大される見込みです。

[illegible][illegible]

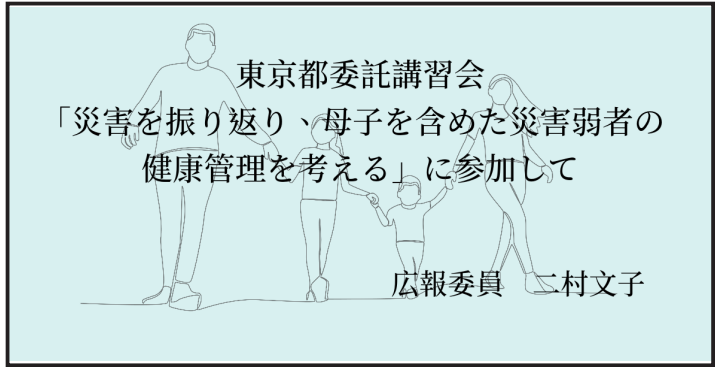
※引用資料子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案  
(概要) [https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_references/d969ae73-79c6-4c5a-ac38-4a70141b2775/93ae5f19/20231012\\_councils\\_shingikai\\_kodomo\\_kosodate\\_sP1QR5ah\\_02.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_references/d969ae73-79c6-4c5a-ac38-4a70141b2775/93ae5f19/20231012_councils_shingikai_kodomo_kosodate_sP1QR5ah_02.pdf)

この事業の専門相談員の構成は、助産師の他に保健師、保育士、心理士がいます。

今回の改正で助産師の対象とする子どもの年齢への影響は少ないことは予想されますが、この改正によってより多くの子どもの健やかな育ちを保障するための必要な人、物、予算の拡充が整備されることに期待しています。

さいごに、今回は杉並区の事業を一例とし自治体と協働する助産師活動を紹介させていただきましたが、各地域で様々な試みが工夫されていることと思います。地域に根差してご活躍されている会員の皆様の活動について今後も情報交換の場としてのサンパ通信が役割の一部を担っていけたらと思いますので、皆さんからのご寄稿お待ちしております！





江戸川大学メディアコミュニケーション学部特任教授 / 名古屋大学減災連携研究センター客員教授の隈本邦彦先生と、合同会社 BOUKEN 代表の高野明子先生の 2 名をお招きしての講習会でした。私なりの学びを紹介いたします。

隈本先生は、「メディアが伝えない過去の震災の教訓とは」をテーマに阪神大震災を題材にお話くださいました。阪神大震災後のメディアは、高速道路の倒壊や、一面に広がる大火災を何度も報道しました。そのため、当初は自治体消防力の不足、自衛隊出動の遅れ、災害時医療の不備などが被害が広がった原因とされましたが、実際には 80% 以上の方が地震発生から 14 分以内に死亡していました。推定死因は、窒息や圧死・打撲等で約 70% を超え、ほとんどが建物の倒壊等による死亡でした。火災による死者は 12% で多くは倒壊家屋の下敷きになり逃げ遅れたものであったと言われ、自治体の消防力の問題とは言い難いことが分かりました。倒壊した家屋は、昭和 56 年（1981 年）以前の旧耐震基準の木造住宅に集中しており、犠牲になったのは耐震性の低い家に住み、耐震補強に踏み切れない人たちでした。隈本先生が現地で撮影された街並みには、倒壊した建物のすぐ近くに無被害または軽微な被害の建物が映っており、耐震強度が重要であるということを実感しました。

報道の問題として、被災者支援、復興の難しさ、地震予知への批判、大切な家族や家を失った被災者の言葉は多く報道されましたが、耐震強度が重要という事実は

## 過去の災害から学ぶこと

あまり報道されなかったということです。また、耐震強度が重要というメッセージは大切ですが、ともすれば被災者が自責の念を抱いてしまうような側面もあるため、とても難しいです。災害の調査結果が明らかになったときに、誰かを批判したり責任を追及するのではなく、災害大国の日本に住む全員が過去の災害から真摯に学ぶ姿勢を持つことが大切だと感じました。

高野先生は、ご自身が新潟中越地震に単身ボランティアとして参加した経験も踏まえて講演してくださいました。東日本大震災時の調査で、災害時に困ったことの第 1 位はトイレ問題（74.7%）で、エコノミー症候群や脱水、誤嚥性肺炎などの要因になるため女性にとって大事な課題です。高野先生は女性でも立ち小便が可能なカップ型トイレ「災害から女性を守るカップ型トイレ Chiic up」を考案し、特許を取得されました。講演後のグループディスカッションでは自治体との災害対策の話し合いでトイレ問題も投げかけてみようという声も聞かれました。私自身、非常食や水、子どものオムツは準備していても自分のトイレへの備えはあまりできていなかったことに、気づきました。トイレ問題や Chiicup についての情報を助産師として多くの女性に届けたいと思いました。



カップトイレ "chiicup" <https://bouken.theshop.jp/>



## 賛助個人会員講座 「あそびから学ぶ赤ちゃんの成長と発達講座」 への参加報告



この度、9 月 22 日に開催された賛助会員向け講座「あそびから学ぶ赤ちゃんの成長と発達講座」に参加してきましたので、内容を報告いたします。講師は地域で活躍されている保育士の吉岡玲緒さんで、子どもの発達過程やあそび・おもちゃとの関係について説明してくださいました。zoom での開催で、18 名の方が参加されました。

子どもは遊びを通して、心と身体を発達させ、生き方を学んでいきます。人との関係は自然とできていきますが、物との関係は周囲の大人が準備して整えていく必要があります。そのために子どもの発達を知ることと、遊びを知ることが必要です。発達の道すじを理解して子どもの姿を捉えることが、それぞれの時期にふさわしい遊びの道具を大人が選び、発達を助けることができます。

子どもの発達はスピードよりも順番が大事です。ずり這いやハイハイの時期に時間をかけて経験を積むことで、必要な筋肉が付き原始反射が抜けて反射が統合されていきます。発達の目安はうまく使えるとよく、他の子と比較せずにその子の現在地がわかるとよいとのことでした。

遊びの中で発達をサポートしていくにあたって、特定の大人が関わってくる安心感や生活リズム、環境設定、今楽しんでいることを保障することが土台となります。生理的欲求が段々と分化していき生活リズムが整ってくると、子どもが機嫌よく過ごせる時間ができてきます。また、ついつい次の発達に向かって子どもを練習させたりしますが、無理にやらせるのではなく今楽しくできていることを十分保障することがよいそうです。そして、発達の現在地点を捉えることが次の発達につながります。どんなおもちゃでどう遊んでいるか細かく見ると、現在の様子を捉えられるようになり、選ぶおもちゃの種類がかわってきます。

参加者の方のアンケートでは、「おもちゃについて子供の発達と絡めて全体論を理論的且つわかりやすくコンパクトな内容で知ることができた」「適切な遊び方を知ることで、更に子育てが楽しめるということが理解出来た」といった意見が寄せられており、参加者の方も子どもの発達と遊びへの理解が深まったことがうかがえま

## 遊びで生き方を学ぶ

す。子育てにおいて不安や迷いを感じることもあります。専門家の話を聞くことで理解が深まり、子どもに対して前向きに関わることができると感じました。

助産師以外で東京都助産師会の活動に共感いただいた方はどなたでも賛助会員になることができます。年会費は 3000 円で、このような講座に参加できます。是非、周囲の妊婦さんや子育て中の方、子育て支援をされている方などへご紹介ください。また、東京都助産師会会員は 1 回 1000 円で参加できます。個人会員についてのご案内と入会手続きは以下をご覧ください。

<https://peatix.com/event/3561414>

2023

東京都助産師会  
賛助個人会員講座

東京都助産師会では、助産師の活動を応援し、一緒に盛り上げてくれる賛助個人会員を募集しています！

入会/講座のお申し込み

QRコード

○年会10回開催する講座がオンラインは無料で聴講でき、対面では特典割引が適用！  
(非会員も方でも以下の講座で ¥2,000/回で受講できます)  
○当会助産師と個人会員の交流  
○当会助産師との共同で地域活動 特設 など

対面・オンライン

オンライン

6/23

10:30~11:30  
女性のための冷え対策講座  
助産師・鍼灸師  
奥山 麻理

7/28

10:30~11:30  
妊娠中のかたと  
こころのつくり方  
助産師 吉田 樹里

8/23

14:00~15:30  
服の上からベーマッサージ  
@松が丘助産院  
アロマセラピスト  
大山 カオル

9/22

10:30~11:30  
あそびから学ぶ  
赤ちゃんの成長と発達  
保育士 吉岡 玲緒

10/17

11:00~12:00  
会場券は13:00  
赤ちゃんごはんの会  
@松が丘助産院  
助産師 吉川 万典子

11/7

10:30~11:30  
パパの育児取得！  
制度の紹介と実際のシェア会  
助産師 武田 雅子

12/2

13:30~14:30  
赤ちゃん防災  
助産師 齊 慶子

1/25

10:30~11:30  
～アークウェーダの経験から～  
子どもの体質にあわせた  
子育てのヒント  
助産師 大久保 久美子

2/14

10:30~11:30  
仕事復帰と育児の話  
助産師 伊藤敦美

3/1

15:00~16:00  
出産の振り返りの会  
広報委員担当

お問い合わせ先

(公) 東京都助産師会 広報委員会  
MAIL: [tokyo.mw.sanyo@gmail.com](mailto:tokyo.mw.sanyo@gmail.com)  
会費以外の費用について  
¥3,000の年会費をお支払いいただかなくても、単発でのご参加 (¥2000/回) が可能です。お申し込みは上記QRコードよりご希望の講座のお申し込みフォームからお申し込みください



# information

## 1. 物故会員（氏名、享年）

なし

## 2. 会員数および会費納入者数

11月10日現在会費納入者数 1097名  
（新規・再入会含む）

## ◎年会費及び自動引落手続きについて◎

日本助産師会

|             |        |
|-------------|--------|
| 一般会員年会費     | 15000円 |
| 東京都助産師会 年会費 | 10000円 |
| 計           | 25000円 |

|             |        |
|-------------|--------|
| 特別会員年会費     | 5000円  |
| 東京都助産師会 年会費 | 10000円 |
| 計           | 15000円 |

になります。

年会費は日本助産師会の依頼により自動引落の手続きが必ず必要です。未手続きの方は「自動振替依頼書」（日本助産師会事務所にあります）

用紙の請求と送り先は

公社）日本助産師会公社）日本助産師会  
〒111-0054 東京都台東区鳥越2-12-2

問い合わせは日本助産師会 03-3866-3054 までお願いします。

振り込みで支払う場合は以下の口座をお願いします。

## 郵便口座

00170 - 7 - 484988 公益社団法人東京都助産師会

※他の金融機関からお振込みの場合

ゆうちょ銀行 019店 当座 0484988

## 銀行口座

◎三井住友銀行 大塚支店 普通 1986476

公益社団法人 東京都助産師会

◎三菱UFJ銀行 江戸川橋支店 普通 0031243

公益社団法人 東京都助産師会

代表理事 宗 尚子

※住所・職場、改姓等変更がございましたら、必ず日本助産師会の会員ページよりお手続きください。また地区分会を移動される方はメール info@jmat.jp で東京都助産師会までご連絡ください。ご協力をお願いいたします。

## 事務所の年末年始休業について

2023年12月28日（水）から2023年1月4日（木）まで休業させていただきます。メール・FAXは24時間受信可能ですが返信につきましては1月5日（金）以降順次ご連絡とさせていただきますのでご了承ください。

## 編集後記

今年も残りわずかとなりました。サンバ通信をご覧いただきありがとうございます。関東ブロック地区研修会での写真展のご協力ありがとうございました！貴重で素敵な写真が集まり、改めて助産師やって良かった！と感じました。Instagramで写真展をご覧になりますので、是非見て下さいね。

（荒慶子）

## 各種安全性テスト済

全国400以上の助産施設で沐浴指導に導入いただいています！

## 新生児から使える低刺激スキンケア

ーママ&キッズ ベビーラインー

アトピー性皮膚炎や肌トラブルの予防に、生まれてすぐからのスキンケアが注目されています。ママ&キッズのベビースキンケアは、小児皮膚科医、小児科医、産婦人科医、助産師協力のもと開発。新生児から使える安全性を確認した低刺激処方、赤ちゃんの肌をすこやかに育みます。



全国250以上の沐浴指導でも導入中

無香料 無着色 低刺激 弱酸性

パラベン、アルコール（エタノール）、石油系界面活性剤・鉱物油無添加  
・皮膚アレルギーテスト済<sup>※1</sup>  
・新生児・乳幼児適用テスト済<sup>※2</sup>  
・食物アレルギーテスト済<sup>※1</sup>・目刺激性テスト済<sup>※2</sup>

※1 すべての方にアレルギーが起こらないというわけではありません  
※2 すべての方向に合うというわけではありません

Mama & Kids  
ベビーライン（洗浄/保湿）

院内使用製品は  
特別価格でご提供

院内での製品のご使用については、右記までご連絡をお願いいたします。  
株式会社ナチュラルサイエンス 営業部（担当：梅田/原田）  
TEL：03-5665-3866 FAX：03-5665-2322

公益社団法人  
日本助産師会 推奨商品

羽毛寝具メーカー東洋羽毛の羽毛足首ウォーマー

一度着けたら外せないあたたかさ！

カテゴリー価格 **4,500円**（税込）

羽毛足首ウォーマー（左右セット）  
品番：8498448  
サイズ：200cm、71cm・209cm 羽毛層：片足11g  
生地：8'12'37'100% 5'6'：7'（横39cm×縦15cm）  
※フリースターで脱着簡単！

プレゼントにもおすすめ！  
ご希望の方には無料でプレゼントいたします！

・使ってみたい!! ・見てみたい!! ・プレゼントしたい!!

上記のようなご希望がございましたら、お電話または二次元コードを読み込みお問い合わせフォームよりお申込みください。担当よりご案内いたします。

QRコード

TUK 東洋羽毛  
〒111-0054 東京都台東区鳥越2-12-2  
TEL: 0120-195-804  
受付時間 9時～17時（土日祝日除く）

足首ウォーマー累計販売数 **323,437足**  
※2022年～2023年発表実績

男性もパンツの内側に

## プレママあんしんサポート!!

プレママ  
安心タクシー

登録  
無料

出産を控えたプレママのみなさんを安心送迎サポート

ご登録はインターネットから

プレママ安心タクシー

検索

ホームページ

http://www.tokyomusen.or.jp/



「お出かけは まかせて安心 東京無線」  
東京無線 東京無線タクシー